

令和6年度 感染症の対応マニュアル ムンバイ日本人学校

1. 日々の対策

- 手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策を行う。
- 日常生活において、マスク着用の義務はなし。
- 昼食時は、手洗い、机の消等、日々の生活の中で行っている衛生管理指導のもとに実施する。

2. 対応

- 発熱等で新型コロナウィルス、インフルエンザ等の感染が疑われる場合、まずは自宅で休養し、病院を受診するなどして、学校に結果を報告する。
- 陰性の場合、各家庭の判断に任せ、解熱後、登校可能。
- 陽性の場合、発症日を0日とし、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを出席停止期間とする。(オンライン授業受講可)
- 兄弟姉妹にコロナウィルス感染者が出た場合、本人に発熱等の症状がなければ、保護者の判断で登校は可能。

3. 学校閉鎖(学校全体の臨時休業)実施基準

- 複数学年の学級閉鎖もしくは複数の教員が出勤できない場合、校長が根拠および必要期間とともに学校運営委員会(学校運営委員長)に状況を説明し、学校運営委員会が学校閉鎖を決定する。この場合、全校オンライン授業とする。授業が成立しない(教員及び児童生徒の健康状態が思わしくない等の)場合は、オンライン授業を実施せず、実施可能な状態になったら授業を実施する。
- 学校閉鎖期間は、5日(土日祝日含む)とする。

4. 学級閉鎖(部分的な臨時休業)実施基準

- 以下のいずれかの状況が発生した場合、校長が根拠及び必要期間とともに学校運営委員会(学校運営委員長)に状況を説明し、学校運営委員会が学級閉鎖を決定する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②その他、運営委員会(学校運営委員長)で必要と判断した場合
- 閉鎖された学級のみがオンライン授業を行い、その他の学級は通常授業を行う。
- 学級閉鎖機関は5日(土日祝日)とする。
- 出席停止者および出勤停止者が増加したことで、学校閉鎖に移行する必要がある場合、前述の学校閉鎖に必要な手順に準拠する。

5. 学級単位でのオンライン授業実施基準

- 「4. 学級閉鎖実施基準」に記された①・②のいずれかの状況に該当する場合、学級単位でオンライン授業を実施する。
- 教員が出勤停止措置となっている場合、児童生徒は登校し、該当教員の授業のみ(学校にて)オンラインで受講する。

○複数学年でオンライン授業を実施する状況になった場合や、複数の教員が出勤 できない状況になった場合、全校でオンライン授業を実施する。

6. ハイブリッド授業実施基準

○「4. 学級閉鎖実施基準」に記された①・②のいずれにも該当しないが、出席 停止措置者がいる場合、当該学級はハイブリッド授業を実施する。

○ハイブリッド授業実施期間は、出席停止措置が解除される日までとする。

7. その他留意事項

○ムンバイ日本人学校の立ち入り禁止措置や、公的機関による外出禁止令等が出された場合は、学校運営委員会が学校閉鎖を決定する。

出典:

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
(2023.5.8～ 文部科学省)

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対 応ガイドライン」
(令和5年5月改訂版 文部科学省)

「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」
(令和5年5月8日 施行)